

# 公 告

次のとおり一般競争入札を行うので、安芸高田市財務規則第 87 条の規定により公告する。

入札者は 1 から 5 の個別事項ほか別記「一般競争入札（事後審査型）公告共通事項」（以下「共通事項」という。）に従う必要がある。

なお、本件は、安芸高田市の電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して入札を行う電子入札案件であり、入札に関する手続については、安芸高田市電子入札実施要領（以下「電子要領」という。）に従って行わなければならない（電子要領が特に定める例外の場合を除く。）。

2026 年 9 月 14 日

安芸高田市長 藤本 悦志

## 1 発注内容等

|              |                                                                            |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------|
| (1) 工事名      | 市道宮ノ城市場線舗装工事                                                               |
| (2) 工事場所     | 安芸高田市吉田町山手                                                                 |
| (3) 工事概要     | L=350m 表層工 A=1,710m <sup>2</sup> 路上路盤再生工 A=1,710m <sup>2</sup> 区画線工 L=610m |
| (4) 工期（予定）   | 契約の日の翌日から 2027 年 2 月 26 日まで                                                |
| (5) 予定価格     | 23,488,000 円（消費税相当額を除く）                                                    |
| (6) 落札者の決定方法 | 低入札価格調査制度対象（建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱による）                                    |
|              | ——                                                                         |
| (7) 入札保証金    | 免除                                                                         |
| (8) 契約保証金    | 納付（共通事項 17）                                                                |
| (9) 資格要件確認書類 | 開札後に提出を求める（公告 3(7) 及び共通事項 6）                                               |
| (10) その他     | ——                                                                         |

## 2 入札参加資格

共通事項 3(2)に掲げる要件のほか、次の要件をすべて満たしていること。

| 技術要件以外の要件                                                     |                                                                                                                                        |      |
|---------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| (1) 令和 7・8 年度<br>安芸高田市建設工事等<br>入札参加資格                         | ア 認定が必要な業種                                                                                                                             | 舗装工事 |
| (2) 営業所（建設業法第 3 条第 1 項）の所在地                                   | 安芸高田市内に主たる営業所を有する者。                                                                                                                    |      |
| (3) 年間平均完成工事高                                                 | 2(1)アに定める業種について 1(5)に掲げる予定価格の 1/2 以上                                                                                                   |      |
| (4) 特定建設業許可の要否                                                | 建設業法施行令第 2 条に定める金額以上を下請契約する場合は、特定建設業許可を必要とする。                                                                                          |      |
| (5) 設計業務等の受託者（右欄の者）でないこと又は<br>当該受託者と資本面及び人事面において関係を有<br>さないこと | ——                                                                                                                                     |      |
| 技 術 要 件                                                       |                                                                                                                                        |      |
| (6) 元請施工実績                                                    |                                                                                                                                        |      |
| ア 種類（及び規模）                                                    | 舗装工事                                                                                                                                   |      |
| イ 完成検査                                                        | 2011 年 4 月 1 日から 2026 年 9 月 13 日までの間に完成検査を受けていること。                                                                                     |      |
| ウ その他                                                         | 国、地方公共団体又は法人税法別表 1 の公共法人が発注した公共工事等に限る。                                                                                                 |      |
| (7) 配置予定技術者                                                   |                                                                                                                                        |      |
| ア 専任配置の要否                                                     | 請負代金額が建設業法施行令第 27 条第 1 項に定める金額以上となる場合は、専任配置を必要とする。                                                                                     |      |
| イ 資格等                                                         | 建設業法施行令第 2 条に定める金額以上を下請契約する場合は、(1)アの業種について建設業法第 15 条第 2 号イに該当する者（1 級土木施工管理技士等）で監理技術者の資格を有する者、それ以外の場合は、建設業法第 7 条第 2 号イ、ロ又はハに該当する者であること。 |      |
| ウ 経験                                                          | 不要                                                                                                                                     |      |

- (注) ※ (1)イ、ウについては、(1)アの業種がプレストレストコンクリート工事、鋼橋上部工事である場合は、それぞれ土木一式工事、鋼構造物工事についてのものとする。
- ※ (2)及び(4)については、(1)アの業種がプレストレストコンクリート工事、法面処理工事、鋼橋上部工事、である場合は、それぞれ土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、鋼構造物工事についてのものとする。
- ※ (3)は(1)の資格の審査を申請した際に添付した経営事項審査の総合評定値通知書又は審査基準日がこれより後である経営事項審査の総合評定値通知書等による。
- ※ (5)の資本面及び人事面における関係とは次の場合をいう。
- ・当該受託者の発行済み株式総数の過半数を有する
  - ・代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている
- ※ (7)イについては、(1)アの業種がプレストレストコンクリート工事、法面処理工事、鋼橋上部工事である場合は、それぞれ土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、鋼構造物工事についてのものとする。
- ※ (6)(7)が特定建設工事共同企業体又は経常建設共同企業体の構成員としての実績等である場合は、出資比率 20%以上のものに限る。

### 3 入札日程等

| 手続等                | 期間・期日                                                                                                                                     | 場所・方法等                                                                                                                                           |
|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 設計図書の閲覧        | 2026 年 9 月 14 日から<br>2026 年 9 月 30 日までの毎日（休日を除く）<br>午前 9 時から午後 4 時 30 分まで                                                                 | 安芸高田市役所本庁 第 2 庁舎<br>1 階閲覧室及び電子入札システム<br>(安芸高田市吉田町吉田 791)                                                                                         |
| (2) 設計図書に係る質問      | 2026 年 9 月 14 日から<br>2026 年 9 月 29 日までの毎日（休日を除く）<br>午前 9 時から午後 4 時 30 分まで                                                                 | 安芸高田市企画部財政課入札・検査係<br>(安芸高田市吉田町吉田 791)<br>電話 0826-42-5623 書面により提出                                                                                 |
| (3) 質問に対する回答書の閲覧   | 2026 年 9 月 30 日までの毎日（休日を除く）<br>午前 9 時から午後 4 時 30 分まで                                                                                      | ・安芸高田市役所本庁 第 2 庁舎<br>1 階閲覧室及び電子入札システム<br>(安芸高田市吉田町吉田 791)<br>・安芸高田市ホームページにて掲載<br><a href="http://www.akitakata.jp/">http://www.akitakata.jp/</a> |
| (4) 総合評価に係る技術資料の提出 | ——                                                                                                                                        | ——                                                                                                                                               |
| (5) 入札             | 2026 年 10 月 1 日午前 9 時から<br>2026 年 10 月 2 日午後 4 時まで<br><br>※電子要領に規定する書面参加を行う場合は、<br>2026 年 10 月 1 日午後 4 時から<br>2026 年 10 月 2 日午前 9 時までを除く。 | 電子入札<br>(電子要領の規定により書面入札を行う場合の提出場所は(2)に同じ)                                                                                                        |
| (6) 開札             | 2026 年 10 月 6 日午前 9 時 30 分                                                                                                                | 電子入札システムによる                                                                                                                                      |
| (7) 資格要件確認書類の提出    | 資格要件確認書類提出依頼書を受け取った日から、同依頼において指定された提出期限の日までの毎日（休日を除く。）<br>午前 9 時から午後 3 時まで                                                                | 書面を持参又は電子入札システムにより提出<br>(共通事項 6)<br>(書面を提出する場合の提出場所は(2)に同じ)                                                                                      |

- (注) ※ 休日とは、安芸高田市の休日を定める条例第 1 条の休日をいう。

### 4 工事費内訳書（共通事項 2）

工事費内訳書（様式）は、安芸高田市のホームページからダウンロードできる。

<http://www.akitakata.jp/>

### 5 問合せ先

安芸高田市企画部 財政課 入札・検査係（安芸高田市吉田町吉田 791 電話 0826-42-5623）